

# 市職員の給与などの状況をお知らせします

人事行政の運営の公平性と透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2と狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、職員の給与や職員数、その他人事行政の状況をお知らせします。

## 1 職員の給与の状況

### ●人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H19.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	17年度の 人件費率
平成18年度	157,019人	44,503,348千円	2,519,149千円	10,698,402千円	24.0%	25.7%

実質収支とは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額で、人件費率とは歳出額に占める人件費の割合です

### ●職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成18年度	1,133人	4,763,725千円	1,086,289千円	2,069,580千円	7,919,594千円	6,990千円

職員手当には、退職手当を含みません。職員数は、平成18年4月1日の人数です

### ●ラスパイレス指数

平成13年度	101.7
平成18年度	99.4

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です

### ●職員の平均年齢・平均給料月額(平成19年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
46.0歳	381,734円	50.8歳	366,133円

### ●職員の経験年数・学歴別平均給料月額(平成19年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	273,850円	306,717円	373,333円
	高校卒	226,400円	277,700円	347,767円

### ●職員の初任給(平成19年4月1日現在)

区分	狭山市	国
一般行政職 大学卒	176,800円	170,200円
行政職 高校卒	148,000円	138,400円

### ●職員の級別平均年収額(全会計)

区分	級	平均年収額(円)
平成18年度	1級	3,478,934円
	2級	4,248,504円
	3級	6,132,199円
	4級	7,814,236円
	5級	8,690,487円
	6級	9,715,877円
	7級	10,021,091円
	8級	10,363,372円

### ●一般行政職の級別職員数

(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長 参事	部長	-
職員数	15人	23人	160人	211人	131人	79人	12人	10人	641人
構成比	2.3%	3.6%	25.0%	32.9%	20.4%	12.3%	1.9%	1.6%	100.0%

職員数は、狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。税務職、福祉職、教育公務員、消防職、技能労務職、企業職は除かれています



●職員手当の状況(1)

(平成19年4月1日現在)

区 分	内 容	平成18年度	
		年間支給総額	1人当たり 支給年額
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の総額の6%	353,642千円	316,034円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給 税務事務手当、社会福祉業務手当他15種類	16,288千円	14,556円
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,000円 満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子に5,000円加算	156,027千円	248,847円
住居手当	借家等居住者...家賃に応じて支給(最高27,000円) 持ち家居住者...5,000円	65,897千円	98,501円
通勤手当	電車等利用者...運賃相当額(最高55,000円) 車等利用者...通勤距離に応じた額(2,000円~22,900円)	65,932千円	72,373円
管理職手当	給料の7%~15%	135,287千円	430,850円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	217,339千円	269,986円

●職員手当の状況(2)

期末手当 勤勉手当	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,856千円			平成18年度の 支給割合は、国 と同じです。 ( )内は、再任 用職員に係る支 給割合です
	期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	職制上の段階、職務の級などによる 加算措置(5~20%)あり	
退職手当	(平成19年4月1日現在)			市の支給率は 県市町村総合事 務組合の支給条 例に基づくもの です
	勤続20年	自己都合 23.50月分	勸奨・定年 30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	

期末・勤勉手当の削減措置

市長などの期末手当を平成18年4月1日から23年3月31日までの間、市長50%、副市長30%、教育長30%削減します。

一般職は、18年7月1日から21年6月30日までの間、期末・勤勉手当を部長職20%、次長職18%削減します。また、19年12月1日から21年6月30日までの間、課長職も12%削減します。

●特別職の報酬など(1)

区 分	給料月額など	
給 料	市 長	970,000円
	副 市 長	815,000円
	教 育 長	750,000円
報 酬	議 長	510,000円
	副 議 長	460,000円
	常任委員長	450,000円
	議会運営委員長	450,000円
	議 員	440,000円

●特別職の報酬など(2)

(平成19年4月1日現在)

区 分	手当の支給内容など	
期末手当	市長、副市長、教育長、議長、副議長、 常任委員長、議会運営委員長、議員	年間4.4月分
退職手当	算定方式	
	市長...給料月額(円)×在職月数×0.4025	
	副市長...給料月額(円)×在職月数×0.2415	
	教育長...給料月額(円)×在職月数×0.23	
	1期の手当額	
	市長...18,740,400円	
	副市長...9,447,480円	
	教育長...8,280,000円	

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額と支給率に基づき1期(4年間)勤めた場合の退職手当の見込額です